就活ハラスメント防止行動マニュアル

ひぐちグループ（以下「当グループ」）は、「より多くの人に憩いと安らぎを届けたい」という企業理念のもと、採用活動およびインターンシップ等においても、すべての求職者が安心・安全かつ公平に自身の能力や個性を発揮できる環境を提供することを目指しています。

当グループでは、2026年（令和8年）10月1日施行の改正労働施策総合推進法および改正男女雇用機会均等法の要件に沿い、就職活動者やインターンシップ参加者等の求職者（以下「求職者等」）に対するあらゆるハラスメント行為を断じて許容せず、以下の通り行動マニュアルを定めます。

1. 基本姿勢

当グループは、優越的な立場や権限を利用した、あるいは相手の意に反する不適切な言動（就活セクシュアルハラスメント、就活パワーハラスメント、就活オワハラ、その他あらゆるハラスメント行為）を「いかなる理由があっても一切許容しない」ことを宣言します。
就職活動やインターンシップ等を通じて求職者等と接するすべての場面において、人権を尊重し、透明性と公正性の高い行動を徹底します。

2. 対象となる行為者および対象者

- 対象となる行為者

 正社員、役員、契約社員、採用担当者のみならず、OB・OG訪問等に対応する社員やリクルート活動に携わる従業員全般が対象。
- 対象者

 当グループの求人に応募する就職活動者、各種説明会・就職イベント・面接の参加者、インターンシップ参加者、OB・OG訪問者、内定前後の研修参加者、教育実習等の実習生を含むすべての求職者等。

3. 禁止される主な行為（就活ハラスメントの定義）

当グループでは、以下の言動を「就活ハラスメント」と定義し、強く禁止します。

1. 就活セクシュアルハラスメント（就活セクハラ）

 - 選考の合否や採用権限をほのめかして、交際・食事・個人連絡先の交換・性的な関係などを強要・要求する行為。
 - 性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、性別・恋愛観・プライベート（交際相手の有無、結婚・出産の予定等）に関する不必要な質問や性的な発言を行うこと。
 - 必要なく身体に触れる行為や、執拗に私的な食事やデートに誘う行為。

2. 就活パワーハラスメント（就活パワハラ・圧迫面接）

- 立場の優位性を悪用し、人格否定、威圧的な態度の打診、過度な問いただし等で精神的・心理的負担を与える行為。

3. 就活終われハラスメント（就活オワハラ）

- 内定や選考通過を条件に、他社の選考辞退や就職活動の即時終了を強制・強要する行為。

4. その他のハラスメント類似行為

- 妊娠・出産・育児等に関する不適切な言動や、顧客・取引先等によるカスタマーハラスメントに類する行為からの保護措置を含みます。

4. 面談・接触に関する運用ルールの策定と徹底

密室化や個人的な接触、不必要なプライベート領域への介入を排除するため、以下の具体的ルールを厳守します。

① 夜間面談の原則禁止

- 夜間時間の定義: **19:00** ～ 翌日**8:00**

- 運用方針:
- オンライン・対面を問わず、面談や連絡等の終了時刻は**19:00**厳守とします。
- 業務都合等でやむを得ず19:00を超える場合は、事前に採用責任者の承認を必須とし、最長でも**20:00**までに終了させます。
- 但し、任意参加の懇親会等で20:00を超える場合は、超えると判断した時点で、採用責任者へ連絡および承認を必須とし、懇親会等の終了時点でも採用責任者へ終了の報告を必須とします。

② 面談実施場所の制限（実施許可・禁止**NG**リスト）

面談等は、透明性が確保された場所に限定します。

- 【許可される実施場所】

- 社内会議室・オープンな面談スペース
- 大学構内の就職課・キャリアセンター指定スペース
- 当グループが指定する公式Web会議ツール（事前登録された公式アカウントでのGoogle Meet）

- 【実施禁止場所（**NG**リスト）】

- 個室型飲食店（居酒屋、個室カフェ、カラオケボックス、バー等）
- アルコールを提供する飲食店全般
- 従業員または応募者の自宅、ホテル、プライベートな部屋

- 従業員個人のマイカーおよび社用車の車両内
- 従業員個人のSNS・メッセージアプリ（LINE、X、Instagram、個人的マッチングアプリ等）を用いたやりとりおよび連絡

5. 研修および周知啓発の実施

- 採用シーズン開始前に、面接官、採用担当者、および就職活動生・求職者等と接触する可能性のあるすべての社員を対象として、本方針および面談ルールに関する研修・ガイダンスを定期的に実施します。
- 社内向け啓発活動を通じて、ハラスメント防止への関心と理解を深めます。

6. 違反者に対する厳正な対処

本方針や面談ルールに違反した対象となる行為者に対しては、事実関係を調査の上、就業規則に基づき懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

7. 相談体制の整備とプライバシーの保護

- 求職者等からの相談・通報を受け付ける下記専用窓口（総務部社内相談ホットライン等）を設置し、迅速かつ適切に対応します。

【ハラスメント相談窓口】
窓口名称：ひぐちグループ「相談窓口」
担当部署：総務部（採用担当部署から独立して設置）
電話番号：095-801-6585（平日9:00～18:00）
相談受付フォーム：
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc5aKqaBJYuoTQK1YSpBav9mabU_ngcUHNsCfcO7yaVeTLKVA/viewform（24時間受付）

- 相談者および調査協力者のプライバシーは厳重に保護され、相談や事実行為への協力を理由として不利益な取扱いを行うことは一切ありません。